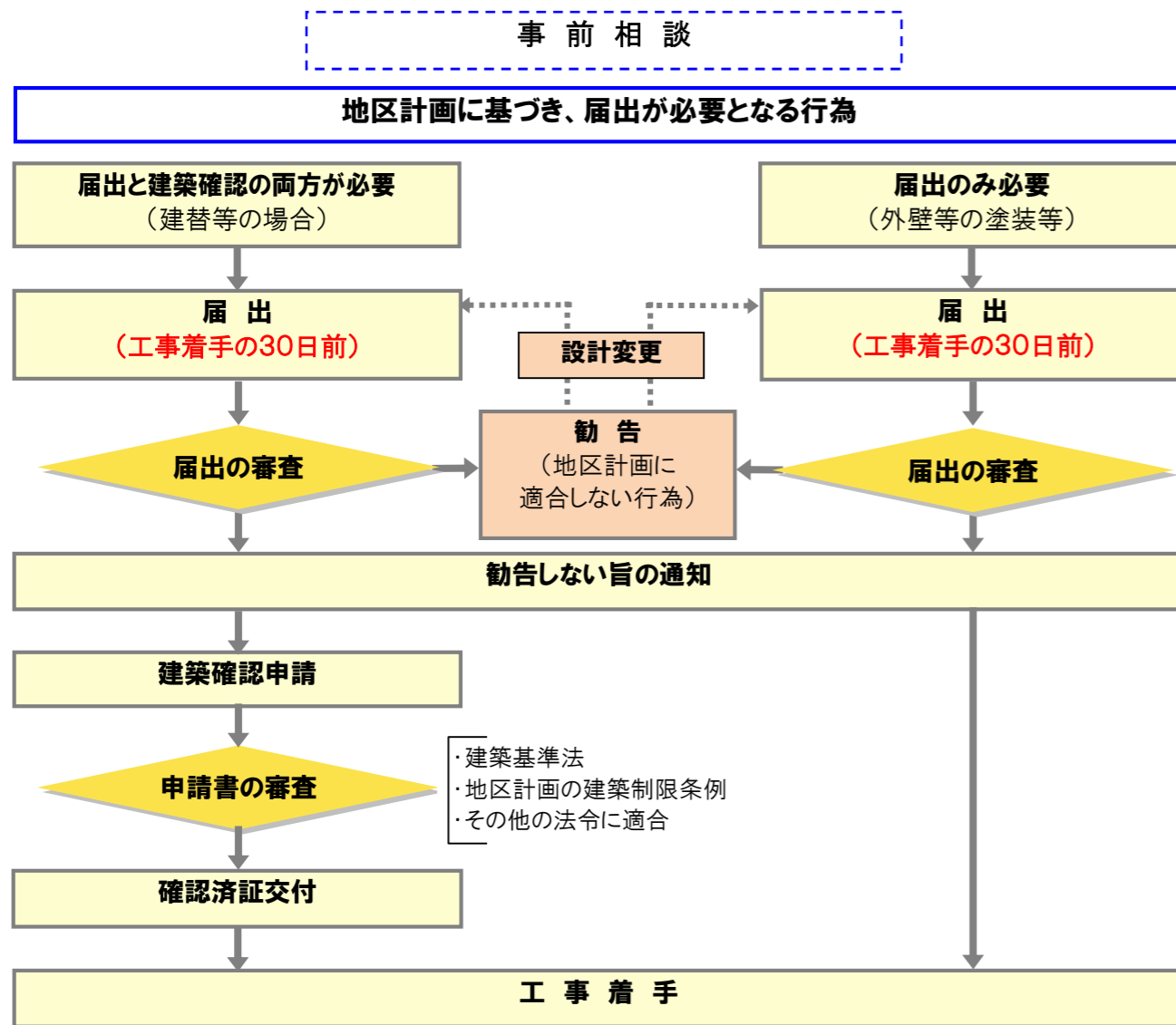


3. 届出が必要となる行為

地区計画の区域内で次の行為を行う場合は、その内容を工事着手の30日前までに区長へ届け出なければなりません。

- ① 建築物等の新築・増築・改築又は移転
- ② 土地の区画形質の変更
- ③ 建築物等の用途の変更

4. 届出～工事着手までの流れ



地区計画の内容に関してご不明な点があれば、お問い合わせください。

刊行物登録番号：3-2-143

岸町二丁目地区 地区計画

“にぎわいとやすらぎを奏でるまち十条”をめざして

東十条駅に近接する利便性を活かした良好な居住環境を形成するとともに、地区防災性の向上を図るため、岸町二丁目地区内の約4.8haにおいて、「岸町二丁目地区地区計画」の都市計画を令和3年3月4日に決定しました。

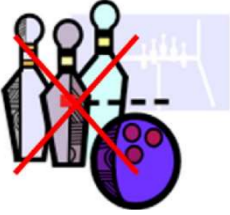
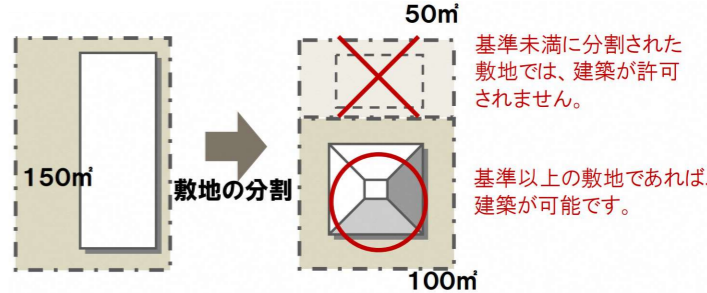
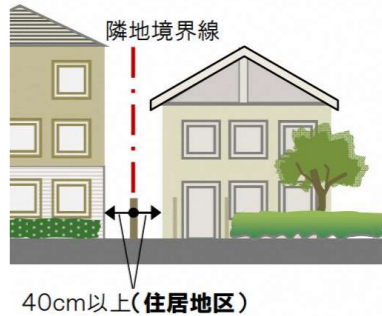
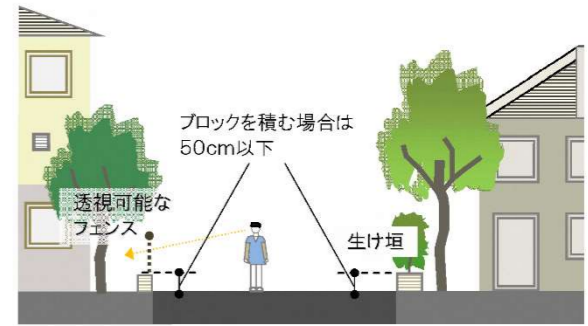
1. 地区計画図及び地区施設

凡 例			
---	地区計画区域		
- - -	及び地区整備計画区域		
地区区分			
■	近隣商業地区		
■	住居地区		
地区施設			
名称	規模	備考	
公園1号	約320㎡	既設	
公園2号	約340㎡	既設	

〔問い合わせ先〕

北区 都市計画課
 〒114-8508
 東京都北区王子本町1-15-22 (第一庁舎3階13番)
 電話：03-3908-9152 (直通)
 F A X：03-3908-8336

2. 地区整備計画(建築物に関する事項、土地の利用に関する事項)

地区区分	近隣商業地区	住居地区	解説
① 建築物の用途の制限	次に掲げるものは建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。）第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号に掲げる営業の用に供する建築物 —	— 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）別表第 2（に）項第 3 号に規定するボーリング場等の運動施設	◆良好な住環境の創出を図るため、建築基準法第 48 条に規定する用途制限のほかに、建築物等の用途の制限が定められています。 ○風俗営業の用途の建築物を制限します。 ○ボーリング場等の運動施設の建築物を制限します。 
②建築物の敷地面積の最低限度	65㎡		
③壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.4m以上（ただし、床面積に算入されない出窓の外壁等は除く）としなければならない。	
④建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の屋根又は外壁の基調となる色彩は、低・中彩度の範囲内を原則とし、周辺環境と調和した落ち着いたある色彩にするとともに、形態、意匠は周辺の街並みと調和したものとする。 2 屋外広告物等の色彩、形態、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとし、回転灯は使用してはならない。また腐朽し、腐食し、破損し又は燃焼しやすい材料を使用してはならない。		
⑤垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 1 フェンス等の基礎で地盤面から高さ 0.5m以下のもの 2 法令等の制限上やむを得ないもの		
⑥土地の利用に関する事項	緑豊かな街並みを形成するため、崖線の安全性を確保しつつ現存する緑の再生に努めるとともに、生垣造成やベランダ緑化等による敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化などにより、緑化を推進する。特に大規模敷地や公共空間においては積極的に取り組む。		

※風営法…「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）を指します。

※法…「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）を指します。